

平成19年 No.50

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則

改正理由

平成19年2月15日付け文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に対応するため、国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則を制定するものである。

承認経過

平成19年10月3日 役員会 審議承認

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則を次のように制定する。

平成19年10月 4 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規則第28号

国立大学法人東京学芸大学公的研究費管理規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理については、関係法令等に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、本学以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。
- (2) 「部局」とは、事務局、各学系、大学院連合学校教育学研究科、附属図書館、環境教育実践施設、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、学生キャリア支援センター及び各附属学校をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

(管理組織)

第3条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者を置く。

(最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、本学全体の公的研究費の運営及び管理を統括し、公的研究費に関する全てについて最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用に関する情報を収集し、不正使用を防止するための計画（以下「防止計画」という。）を策定する。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の使用状況について不相当と認める場合は統括管理責任者に対して改善を命ずるとともに、監事に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な

運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、理事（総務等担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、防止計画を実行するとともに、防止計画が学内において忠実に実施されているかを確認する。

3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について国立大学法人東京学芸大学会計規程（平成16年規程第43号）第5条第1項に規定する出納命令役に報告を求め、その使用状況について常に把握していなければならない。

（部局責任者の責務）

第6条 部局責任者は、統括管理責任者を補佐し、所属する研究者等の公的研究費の運営及び管理を行うものとともに、部局を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、部局長をもって充てる。

2 部局責任者は、最高管理責任者が策定した防止計画を実施するとともに、部局に所属する研究者等の公的研究費の執行状況について常に把握していなければならない。

（検収確認業務担当者）

第7条 本学における物品等の発注に基づく適正な検収を行うため、検収確認業務担当者を置く。

2 前項の検収確認業務担当者は、国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）第3条第3項に規定する検査を行う職員をもって充てる。

（防止計画の策定及び実施等）

第8条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費を適正に運営及び管理するために、毎事業年度に防止計画を策定し、実行しなければならない。

2 最高管理責任者は、防止計画を策定したときは、統括管理責任者に防止計画の実行を指示するものとする。

3 前項の指示を受けた統括管理責任者は、部局責任者に対して防止計画を実施させるものとする。

4 部局責任者は、防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。

5 部局責任者は、不正使用を発生させる要因を把握または発見した場合は、統括管理責任者に報告するものとする。

6 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに、部局責任者に対し改善を指示するものとする。

7 最高管理責任者は、防止計画の策定や実施を基に、違法行為や不正使用が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

（公的資金管理室）

第9条 本学の公的研究費を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に公的資金管理室を設置する。

2 公的資金管理室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 事務局長
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長
- (5) その他学長が指名する職員

3 公的資金管理室に室長を置き、前項第1号に定める者をもって充てる。

4 公的資金管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 防止計画の策定及び実施に関すること。
- (2) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (3) 関係部局と協力し不正使用の発生要因に対する改善策を講ずること。
- (4) その他、不正使用防止の推進に必要な事項に関すること。

5 学長が必要と認めた場合又は公的資金管理室長の要請があった場合は、公的資金管理室の構成員に学外の有識者を加えることができる。

6 公的資金管理室の事務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

(相談窓口の設置)

第10条 本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって組織する。

- (1) 研究の経理執行に関する事項については、経理課、契約課及び情報管理課とする。
- (2) 大学に所属する研究者の研究事務手続については、企画課とする。
- (3) 附属学校に所属する研究者の研究事務手続については、附属学校課とする。

3 相談窓口は、本学における公的研究費に係わる事務処理手続きに関する学内外からの問い合わせに誠意を持って対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、本学が管理する公的研究費の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月4日から施行する。